

## 官学連携に関する覚書

学校法人尚絅学院（以下「学院」という。）と名取市（以下「市」という。）は、官学連携に関する基本協定書（以下「協定書」という。）に基づき、当面実施する具体的な連携協力事項について、次のとおり覚書を締結する。

（当面の具体的な連携協力事業）

第 1 条 協定書第 2 条に基づき、学院と市が当面実施する具体的な連携協力事業は次のとおりとする。

- (1) 尚絅学院大学図書館（以下「尚絅図書館」という。）の市民への開放に関すること
  - ① 尚絅図書館は、検索、閲覧、学習のために利用する市民に対し、開館時間内を開放するものとする。
  - ② 尚絅図書館は、名取市図書館と連携を図り、名取市図書館を市民の窓口として尚絅図書館所蔵図書を貸し出すとともに、市民へのレファレンスサービスを行うものとする。
  
- (2) 文化・産業の振興政策に関すること
  - ① 学院は、市が企画する研修会・講習会に講師を派遣するものとする。
  - ② 学院は、市が企画する文化・産業に関する振興事業に際して、開発のための委託研究を受け入れるとともに、専門の助言者を派遣し、事業推進を支援するものとする。
  
- (3) まちづくりに関すること
  - ① 学院は、市が組織する委員会・審議会の運営を支援するため、市が必要とする人材を派遣するものとする。
  - ② 学院は、市が企画するまちづくり事業等を支援するため、事業を支援できる適切な人材を選び派遣するものとする。
  - ③ 学院は、市が専門的な立場からの意見を徴することを必要とする時は、適切な人材を選び派遣するものとする。

(4) 既決覚書等の推進に関すること

- ① 災害時における災害応援対応の活動に関する協定書及び教育・児童福祉の充実等に向けた連携協力に関する覚書について、学院、市ともに推進に努めるものとする。

(期間)

第2条 本覚書に定める当面の間とは、覚書締結の日から概ね3年とする。本覚書に関し学院、市ともに改定等の申し出がない場合は、これを継続していくものとする。

(協議)

第3条 この協定書に定めのない事項または疑義が生じたときは、その都度学院と市が協議して定めるものとする。

本覚書の締結の証として本書2通を作成し、尚絅学院大学と名取市の双方の代表者が署名押印の上、各自1通を所持する。

2010(平成22)年2月10日

名取市ゆりが丘四丁目10番1号  
学校法人尚絅学院  
学院長 加藤 正名

名取市増田字柳田80番地  
名取市  
名取市長 佐々木 一十郎